

## 第2次福岡県犯罪被害者等支援計画の策定体系

### 【目標】

犯罪被害者等の権利利益の保護及び誰もが安心して暮らせる地域社会の実現による県民福祉の向上

### 【基本方針】

#### 基本方針1

犯罪被害者等支援体制の整備・充実

### 【基本的施策】

- 1 相談及び情報の提供等
- 2 人材の育成
- 3 民間支援団体に対する支援
- 4 個人情報等の適切な管理

#### 基本方針2

精神的・身体的被害の回復・防止

- 1 心身に受けた影響からの回復
- 2 安全の確保
- 3 保護、捜査、公判等の過程における配慮等

#### 基本方針3

損害回復・経済的支援等

- 1 損害賠償の請求についての援助
- 2 経済的負担の軽減
- 3 居住の安定等
- 4 雇用の維持及び確保
- 5 日常生活の支援

#### 基本方針4

犯罪被害者等を支える地域社会の形成

- 1 県民の理解の増進
- 2 事業者の理解の増進

## 相談窓口 ～一人で悩まず御相談ください～

### 【犯罪被害者等の相談窓口】

#### ○福岡犯罪被害者総合サポートセンター

福岡県・福岡市・北九州市が共同設置した相談窓口です。犯罪による被害にお悩みの方やその御家族、御遺族からの御相談をお受けしています。

【電話番号】 **092-409-1356** (福岡) **093-582-2796** (北九州)  
**0942-39-4416** (筑後) **0948-28-5759** (筑豊)

【相談受付】 月曜日から金曜日(祝日・年末年始は除く) 9時00分から16時00分

#### ○犯罪被害相談「心のリリーフ・ライン」

福岡県警察が開設している被害にあわれた方々の心のケアを行う専門の相談電話です。女性の臨床心理士がいてねいにお聞きします。

【電話番号】 **092-632-7830**

【相談受付】 月曜日から金曜日 9時00分から17時45分

### 【性暴力被害者の相談窓口】

#### ○性暴力被害者支援センター・ふくおか

福岡県・福岡市・北九州市が共同設置した相談窓口です。性暴力被害者からの電話や面接相談、病院の付添いなど総合的な支援を行います。

【電話番号】 **092-409-8100** または **#8891**

【相談受付】 24時間365日(年中無休)

#### ○性犯罪被害者相談電話

平日の昼間(9:00～17:45)は、警察本部の女性臨床心理士が対応します。土日、祝日及び夜間は、警察本部の当直員が対応します(男性の警察官が対応する場合があります)。

【電話番号】 **#8103(ハートさん)**

【相談受付】 24時間365日(年中無休)



## 第2次福岡県犯罪被害者等支援計画(概要版)

発行日/2022(令和4)年3月  
編集/福岡県人づくり・県民生活部 生活安全課  
〒812-0053 福岡市東区箱崎一丁目18-1  
TEL 092-289-9395 FAX 092-289-9397  
E-mail seibou@pref.fukuoka.lg.jp

福岡県行政資料	
分類記号 LA	所属コード 5200513
登録年度 3	登録番号 0006

計画の全文は県のホームページに掲載しています。  
福岡県ホームページ <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>

# 第2次福岡県 犯罪被害者等支援計画 (概要版)

2022(令和4)年度 → 2026(令和8)年度

## 第2次福岡県犯罪被害者等支援計画(概要版)

### 計画策定の趣旨

犯罪等により被害を受けた方やその御家族・御遺族が、再び平穏な生活を営むためには、個人としての尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇が権利として保障され、個々の事情に応じて適切に、途切れることなく支援が提供されるとともに、県民や事業者など周囲の人々が犯罪被害者等の置かれている状況を理解し、犯罪被害者等を地域社会で支えていくことが必要です。

福岡県では、議員提案により制定された、「福岡県犯罪被害者等支援条例」(2018(平成30)年制定。以下「条例」という。)や「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例」(2019(平成31)年制定。以下「性暴力根絶条例」という。)に基づいて犯罪被害者等支援に関する様々な施策に取り組んできました。

これまでの取組の成果や課題、社会情勢の変化を踏まえ、総合的・計画的に施策を推進するため、「第2次福岡県犯罪被害者等支援計画」を策定しました。

### 計画の目標

条例第1条の規定に基づき、犯罪被害者等の権利利益の保護及び誰もが安心して暮らせる地域社会の実現による県民福祉の向上を目指します。

### 計画の性格

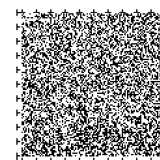
この計画は、条例第10条の規定に基づき策定するものであり、本県における犯罪被害者等の支援に関する基本方針及び具体的施策について定め、犯罪被害者等基本法第5条(地方公共団体の責務)の規定に基づく要請に応えるものです。

併せて、性暴力根絶条例第21条第5項の規定に基づき、性暴力の被害者の特性に応じた特別の支援に関する具体的施策について定めるものです。

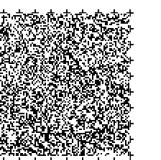
### 計画の期間

この計画の期間は、2022(令和4)年度から2026(令和8)年度までの5年間とします。

ただし、計画期間内であっても、犯罪被害者等のニーズや取り巻く環境等の変化、施策の進捗状況を踏まえて、必要に応じて見直すこととします。



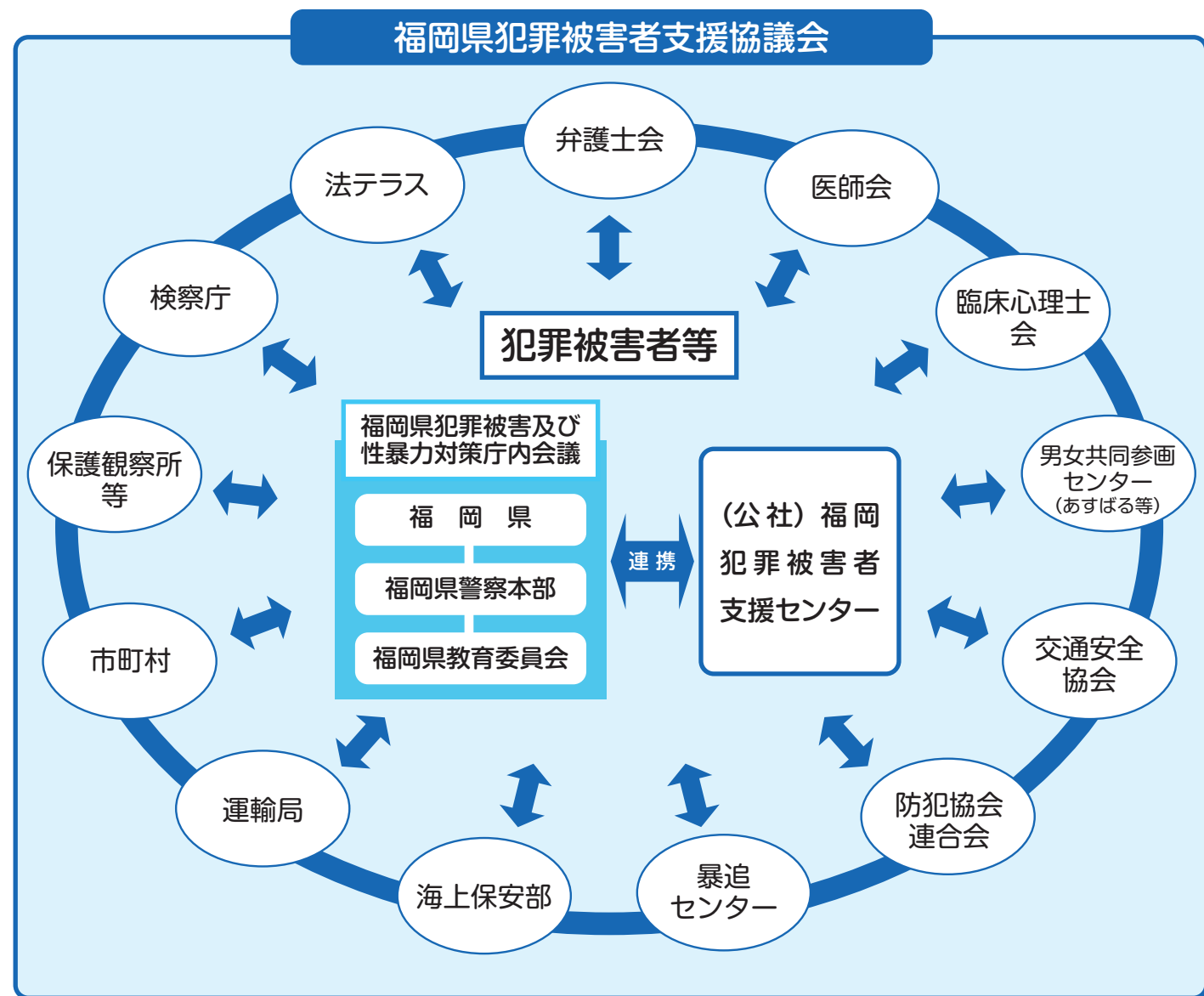
このマークは目の不自由な方などが使う音声コードです。



このマークは目の不自由な方などが使う音声コードです。

## 福岡県における犯罪被害者等支援施策の推進体制

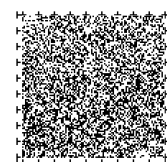
県では、庁内の関係課で構成される「福岡県犯罪被害及び性暴力対策庁内会議」、県内の関係機関や団体で構成される「福岡県犯罪被害者支援協議会」及び県内各地域の「警察署犯罪被害者支援協議会」が連携を図り、犯罪被害者等が居住する地域に関係なく同じ支援が受けられる体制を整備します。



### 警察署犯罪被害者支援協議会

- 【構成メンバー】
- 警察署 ・ 市町村
  - 県出先機関 (保健福祉事務所、児童相談所等)
  - 医療機関 ・ 弁護士会 ・ 学校
  - 地区防犯協会 等

### 犯罪被害者団体等



このマークは目の不自由な方などが使う音声コードです。

## 基本方針1 犯罪被害者等支援体制の整備・充実

### 基本的施策1 相談及び情報の提供等

- 【具体的施策】
- 福岡犯罪被害者総合サポートセンターの運営及び相談機能の強化
  - 性暴力被害者支援センター・ふくおかの運営及び相談機能の強化
  - 犯罪被害者等への法律相談支援
  - 関係機関と連携した緊急支援体制の構築
  - 「犯罪被害者等支援の手引き」の配布による相談・支援体制の充実
  - 犯罪被害相談「心のリリーフ・ライン」の効果的運用
  - 性犯罪被害相談電話「#8103(ハートさん)」の効果的運用
  - 配偶者からの暴力(DV)被害者に対する相談の実施
  - 婦人相談員による相談の実施
  - 児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための体制整備等
  - 児童虐待に対する夜間・休日対応
  - 学校内における連携、相談体制の充実及び相談対応能力の向上等
  - ネットトラブルに遭っている児童生徒に対する相談窓口の設置
  - 市町村や関係機関を通じた適切な情報提供

### 基本的施策2 人材の育成

- 【具体的施策】
- 犯罪被害者等支援に従事する職員に対する研修会の開催及び充実
  - 「犯罪被害者等支援の手引き」の配布による相談・支援体制の充実【再掲】
  - 二次的被害を防止する研修等の実施
  - 民間支援団体等における人材育成に対する支援
  - (公社)福岡犯罪被害者支援センター相談員向け専門研修の実施
  - 性暴力対策アドバイザーの育成
  - 婦人相談員等に対する研修の実施
  - 虐待を受けた子どもの保護等に従事する職員に対する研修の充実
  - 児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための取組
  - 高齢者虐待対応のための体制の充実
  - 障がい者虐待防止等のための体制の充実

### 基本的施策3 民間支援団体に対する支援

- 【具体的施策】
- (公社)福岡犯罪被害者支援センター相談員の代理受傷防止のための支援
  - 性暴力被害者支援センター・ふくおかの相談機能の強化【再掲】
  - (公社)福岡犯罪被害者支援センター相談員向け専門研修の実施【再掲】
  - 民間支援団体の支援活動に対する協力

### 基本的施策4 個人情報等の適切な管理

- 【具体的施策】
- 各機関における個人情報管理規程の整備等
  - 犯罪被害者等支援に係る業務委託先である(公社)福岡犯罪被害者支援センターに対する、個人情報取扱状況の監督の実施
  - 犯罪被害者等に関する個人情報の保護

## 基本方針2 精神的・身体的被害の回復・防止

### 基本的施策1 心身に受けた影響からの回復

- 【具体的施策】
- 性暴力被害者等に対するカウンセリングの実施
  - 性暴力被害者支援センター・ふくおかの相談機能の強化【再掲】
  - 犯罪被害者等に対するカウンセリングの実施及び充実
  - 犯罪被害に遭った子ども及び家族に対する理解の促進
  - 学校内における連携、相談体制の充実及び相談対応能力の向上等【再掲】
  - 性犯罪に遭った児童生徒に対する学校での対応の充実
  - 少年被害者に対する学校におけるカウンセリング体制の充実等
  - 犯罪被害者等である児童生徒が不登校になった場合における継続的支援の促進
  - 性暴力対策アドバイザー派遣事業を活用した学校と相談機関との連携強化

### 基本的施策2 安全の確保

- 【具体的施策】
- 一時避難場所の確保
  - 保護対策の推進
  - 再被害防止措置の推進
  - 地域警察官による犯罪被害者等への訪問活動の推進等
  - ストーカー事案、配偶者からの暴力事案等への適切な対応
  - 配偶者からの暴力等被害者の一時保護の実施及び一時保護体制の充実
  - 配偶者暴力防止法に基づく保護命令の適切な実施
  - 児童虐待による被害児童の一時保護の実施
  - 子どもを対象とする暴力的性犯罪の再犯防止
  - 児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための連携
  - 性暴力加害者の再犯防止対策

### 基本的施策3 保護、捜査、公判等の過程における配慮等

- 【具体的施策】
- 関係機関と連携した緊急支援体制の構築【再掲】
  - 性暴力被害者支援センター・ふくおかにおける証拠資料採取事業の実施
  - 二次的被害を防止する研修等の実施【再掲】
  - 捜査に関する適切な情報提供等
  - 交通事故事件被害者等の心情やニーズを踏まえた適切な支援等
  - 刑事手続等に関する情報提供の充実
  - 性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置等
  - 犯罪被害者等に関する個人情報の保護【再掲】
  - 証拠物件の適正な保管・管理を通じた早期還付等の手続の実施
  - 医療機関における性犯罪被害者からの証拠採取等の促進
  - 被害少年が受ける精神的打撃軽減のための継続的支援の推進
  - 被害児童等からの事情聴取における配慮
  - 犯罪被害者等の心情に配慮した環境の整備
  - 再被害防止措置の推進【再掲】

## 基本方針3 損害回復・経済的支援等

### 基本的施策1 損害賠償の請求についての援助

- 【具体的施策】
- 損害賠償請求訴訟再提訴時の支援
  - 犯罪被害者等への法律相談支援【再掲】
  - 日本司法支援センターとの連携
  - 損害賠償請求等に関する情報提供の充実
  - 暴力団犯罪による被害の回復の支援の充実
  - 交通事故相談所における相談
  - 犯罪利用預金口座等対策による被害回復の促進

### 基本的施策2 経済的負担の軽減

- 【具体的施策】
- 犯罪被害者等への法律相談支援の周知
  - 犯罪被害給付制度の周知等
  - 市町村による見舞金制度の導入促進
  - (公財)犯罪被害救援基金との連携による救済の実施
  - 医療費等の公費支出制度の周知
  - 性暴力被害者への公費支出制度の周知

### 基本的施策3 居住の安定等

- 【具体的施策】
- 犯罪被害の発生直後における居住場所の確保等
  - 公営住宅等への優先入居及び一時入居等
  - 関係団体との連携による居住場所の確保
  - 配偶者からの暴力等被害者の一時保護の実施及び一時保護体制の充実【再掲】
  - 児童虐待による被害児童の一時保護の実施【再掲】
  - 児童虐待による被害児童の社会的養護の実施

### 基本的施策4 雇用の維持及び確保

- 【具体的施策】
- 年代別・対象別就職支援センターにおける就職支援
  - ひとり親家庭等の自立の総合的支援
  - 高等技術専門学校における公共職業訓練
  - 個別労働紛争解決制度の活用等

### 基本的施策5 日常生活の支援

- 【具体的施策】
- 病院等への付添い支援
  - 市町村窓口等の情報提供
  - 育児サービス情報の提供
  - 障がい福祉サービス情報の提供
  - 介護サービス情報の提供

## 基本方針4 犯罪被害者等を支える地域社会の形成

### 基本的施策1 県民の理解の増進

- 【具体的施策】
- 犯罪被害者週間を中心とした集中的な広報啓発の実施
  - 犯罪被害者等への県民の理解の増進
  - インターネット上での誹謗中傷の防止等の広報啓発の推進
  - ネットトラブルに遭っている児童生徒に対する相談窓口の設置【再掲】
  - 犯罪被害者等に関する県民の意識の把握
  - 犯罪被害者等支援に関する理解の増進
  - 交通事故被害等に関する県民の理解増進
  - 配偶者からの暴力に関する広報啓発事業の実施
  - 児童虐待防止推進月間を中心とした広報啓発事業の実施
  - 学校における犯罪被害者等の人権問題も含めた人権教育の推進
  - 児童生徒を対象とした「命の大切さを学ぶ教室」の開催等
  - 犯罪被害に遭った子ども及び家族に対する理解の促進【再掲】
  - 性暴力対策アドバイザーによる教育・啓発の推進

### 基本的施策2 事業者の理解の増進

- 【具体的施策】
- 犯罪被害者の被害回復のための休暇制度の普及促進
  - 犯罪被害者等への事業者の理解の増進
  - ひとり親家庭等の自立の総合的支援【再掲】
  - 高等技術専門学校における公共職業訓練【再掲】
  - 個別労働紛争解決制度の活用等【再掲】

## 福岡県犯罪被害者等支援条例の概要

一部施行(第1条～第12条)：平成30年3月30日  
全部施行(第13条～第25条)：平成31年4月1日

### 目的(第1条)

犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護及び誰もが安心して暮らせる地域社会の実現による県民福祉の向上に寄与する

### 基本理念(第3条)

- 犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を尊重
- 犯罪被害者等が置かれている状況に応じて適切に対応
- 再び平穏な生活を営めるよう、犯罪被害者等の立場に配慮した適切かつきめ細かな支援を適切に提供することなく提供
- 関係機関が相互に連携、協力し、円滑に犯罪被害者等支援を実施し、犯罪被害者等を支える地域社会の形成を促進

### 総合的支援体制の整備(第9条)

- 県は、国、市町村、民間支援団体等と緊密に連携、協力し、支援体制を整備
- 犯罪被害者等がいずれの機関に支援を求めた場合においても、同様の支援を実施
- 必要な範囲において、他の都道府県との情報共有等の連携

### 支援計画(第10条)

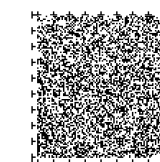
- 県は、犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進するため、支援計画を策定(定める事項) ①基本方針 ②具体的施策 ③その他支援の推進に必要な事項

### 責務等(第4条～第8条)

- 県民：犯罪被害者等支援施策を総合的に策定し、計画的に実施
- 県民：犯罪被害者等が置かれている状況及び支援の必要性の理解を深め、二次的被害を生じさせないよう十分配慮するとともに、県が実施する施策に協力
- 事業者：犯罪被害者等が置かれている状況及び支援の必要性の理解を深め、二次的被害を生じさせないよう十分配慮するとともに、県が実施する施策に協力
- 市町村：地域の実情に応じた犯罪被害者等支援施策を策定、実施し、県が実施する施策に協力
- 民間支援団体：専門的知識や経験を活かし犯罪被害者等の支援を行い、県が実施する施策に協力

### 基本的施策(第13条～第25条)

- 相談及び情報の提供等(第13条)
  - 犯罪被害者等が直面している問題について相談に応じ、情報提供や助言を行う。法律、保健医療等に関する専門家等を紹介又は派遣する。
- 損害賠償の請求についての援助(第14条)
  - 犯罪等による被害に係る損害賠償請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等の状況を踏まえ、必要かつ適切な援助に努める。
- 経済的負担の軽減(第15条)
  - 経済的な助成に関する情報提供や助言を行う。
- 心身に受けた影響からの回復(第16条)
  - 犯罪被害者等の心身の状況に応じた適切な保健医療・福祉サービスを提供する。犯罪被害者等が学校に通学し、又は施設等に入所している場合、学校等の管理者は特段の配慮を行う。管理者が児童心理等の専門家の助言が受けられるよう必要な施策を講ずる。
- 安全の確保(第17条)
  - 更なる犯罪等被害防止のため、一時保護、防犯に係る指導、刑事手続に証人として関与する場合等の特別の配慮等を行う。
- 居住の安定等(第18条)
  - 県営住宅入居における特別の配慮、一時的な住居の提供等を行う。
- 雇用の安定等(第19条)
  - 職場における二次的被害防止のため、犯罪被害者等が置かれている状況や支援の必要性について事業者の理解を深める広報、啓発等を行う。
  - 犯罪被害者等を雇用する事業者が求めるときは、事業者の相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行う。
- 日常生活の支援(第20条)
  - 病院等への付添い、家事、育児、介護に係る援助等を行う。
- 県民の理解の増進(第21条)
  - 犯罪被害者等の孤立を防ぎ、二次的被害を防止するため、犯罪被害者等が置かれている状況や支援の必要性について県民の理解を深める広報、啓発、教育等を行う。
- 人材の育成(第22条)
  - 県、市町村、民間支援団体等職員への二次的被害防止等の研修を実施する。
- 民間支援団体に対する支援(第23条)
  - 犯罪被害者等の支援に関する情報提供や助言、支援従事者の代理受傷防止のための措置を講ずる。
- 保護、捜査、公判等の過程における配慮等(第24条)
  - 専門的知識・技能を有する職員の配置、関係機関への協力要請等を行う。
- 個人情報の適切な管理(第25条)
  - 個人情報等の適切な管理のための取扱方法等を定め、職員に遵守させる。市町村、民間支援団体等との連携、協力のため情報提供するときは、その職員等に情報を適切に取り扱わせる措置を講ずる。



このマークは目の不自由な方などが使う音声コードです。